

Title	研究データの法的性質とデータリポジトリにおける「管理」概念の導入
Author(s)	余頃, 祐介
Citation	年次学術大会講演要旨集, 33: 630-635
Issue Date	2018-10-27
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/15582
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

研究データの法的性質とデータリポジトリにおける「管理」概念の導入

○余頃祐介（筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業科学専攻企業法コース）

yogoro.yusuke.ws@alumni.tsukuba.ac.jp

1. 背景

1.1. 政策的背景

公的資金による研究の成果である論文やそれに付随する研究データを公開し、研究者のみならず企業や市民による利活用を可能にするオープンサイエンス¹政策が世界的に推進されている。わが国においても2013年のG8科学大臣会合における公的資金を得た研究データの共有についての合意を契機としてオープンサイエンス政策が推進されている。オープンサイエンスの推進によって、科学研究を効率的に進めること、重複研究を防いで研究開発費を節減すること、研究の透明性や再現性を高めて不正を防ぐこと、研究成果を長期保存、さらには異分野データを統合して新たな知見を得ることや、産学官の連携によってイノベーションを創出することも期待されている²。また医療の分野では患者の遺伝子情報や症状などの臨床情報を共有することにより、複数の医療機関から類似の症例を見つけ出し、これまで知られていない疾患を診断することが可能になっている。難病・未診断疾患は特に患者の数が少ないことから、データシェアリングの威力を最も端的に示しやすい疾患分野であると指摘されている³。

一方、現実の研究現場に目を転じると、日本国内の研究者を対象としたデータ公開に関するアンケート調査では、研究データ公開の障壁のひとつとして、研究データの法的取扱に懸念があるため研究データを公開したくても二の足を踏んでしまうことが挙げられている⁴。また欧州委員会においては自由なデータ流通（free flow of non-personal data）の文脈において、データに関する法的規律がパッチワーク状になっており国を跨いでデータを活用する際に法的な不確実性高くなることがデータ流通の阻害要因として挙げられている⁵。昨今においては、研究助成機関もオープンデータを推進しているが、研究者の本来の行動特性として一番大事だと思うデータは隠したがるものであることから⁶、研究費を配分する側と研究現場とは大きく意識が乖離していることが指摘されている。

1.2. 法的背景

研究データは「有体物」とは異なり消費の排他性がなく複数の者が同じ研究データを同時に利用し得るという他の一般の財産権とは異なる特殊性がある⁷。また、日本の民法典が採用するパンデクテン体系における物権法は、もともと財を規律する法（財の法）の一部しか民法典に取り込まないという政策判断を前提としている。パンデクテン体系物権法は、第1に、帰属関係を表現する法形式として基本的には物権（その典型としての所有権）しか用意していない。パンデクテン体系物権法は、第2に、その論理的コララーとして、帰属客体としての有体物のみを想定する（民85条）。その結果、無体物など有体物以外の財は、民法典物権法の対象外ということになる⁸。そのため「無体物」たる研究データはわが国における現行法制下ではその取扱いを規律する法が存在せず空白地帯となっている⁹。

¹ この動向は、Science2.0、e-Science、データ中心科学（Data Intensive Science, Data Centric Science）、第四の科学（Fourth Paradigm）などと呼ばれてきたが、昨今ではオープンサイエンス（Open Science）という名称が定着しつつある。

² 内閣府「第5期科学技術基本計画」<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

³ 奥和田久美、相馬りか、重茂浩美「末松 誠 日本医療研究開発機構（AMED）理事長インタビュー世界最高水準の医療・サービスを国民へ—AMEDによる医療研究開発の新たな仕組み作り—」STI Horizon, Vol.3（2017年）, No.3, <https://doi.org/10.15108/stih.00090>

⁴ 池内有為・林和弘・赤池伸一「研究データ公開と論文のオープンアクセスに関する実態調査」NISTEP RESEARCH MATERIAL, No.268, 文部科学省科学技術・学術政策研究所（2017年）. <https://doi.org/10.15108/rm268>

⁵ European Commission “Proposal for a regulation of the European parliament and of the council on a framework for the free flow of non-personal data in the European Union” COM(2017) 495 final

⁶ 奥和田久美、相馬りか、重茂浩美「末松 誠 日本医療研究開発機構（AMED）理事長インタビュー世界最高水準の医療・サービスを国民へ—AMEDによる医療研究開発の新たな仕組み作り—」STI Horizon, Vol.3（2017年）, No.3, <https://doi.org/10.15108/stih.00090>

⁷ 中山信弘「デジタル時代における財産的情報の保護」法曹時報 49 巻 8 号 1 頁（1997 年）

⁸ 吉田克己「財の多様化と民法学の課題—鳥瞰的整理の試み」吉田克己・片山直也編著『財の多様化と民法学』（商事法務、2014 年）2 頁

⁹ 今日では、ある種の情報については保護が必要なことも自明なことでされている。そこで、現実には、保護が必要な情報を選び、その情報のある種の使用方法（たとえば複製、演奏等々）の独占を認めるという制度が採用され、その結果、特許法や著作権法等の知的財産法が制定されるに至った。つまり、そこで保護される情報は、社会で模倣される情報の一部に過ぎず、そこで禁止されていないものは、法的には模倣してもよいということになる（中山信弘「デジタル時代における財産的情報の保護」法曹時報 49 巻 8 号 5 頁（1997 年））

2. 問題意識

2.1. 研究データの法的取扱

このように創作性のない情報（データ）であっても財産的価値を有するようになった状況下、従来は財として保護する必要のなかった情報であっても、大量に収集蓄積し、かつ瞬時に加工や検索されかつ伝達されるようになると、財としての価値を有するようになる。そしてデータの収集・編集・伝達等に多大の資金が必要となるが、デジタルであればその複製は極めて容易なため、データベースは模倣に対して非常に弱い立場に置かれている。そうであるならば、創作性のない情報についても何らかの法的な保護を与える必要が生ずる¹⁰。このように研究データに関する取扱を規律する法的枠組みが存在しない中、著作物性のない研究データのライセンスとして、本来著作物の二次利用に対する意思表示をするための Creative Commons¹¹ライセンスが付されていたりする例が散見され¹²、法的な正確性はともかくとして自身の研究データを利活用してもらうための意思表示が試みられている。また、たとえ著作物性がある研究データに Creative Commons ライセンスが付されていたとしても、法的な問題がないわけでもない¹³。

2.2. データリポジトリの法律構成

Google は世界中に散在するデータリポジトリのメタデータを集約し一括で所望のデータを検索できるようにした「Dataset Search」¹⁴のサービスをリリースさせた¹⁵。このことから研究データの利活用を促進するための基盤としてデータリポジトリが重要な役割を担うことがデファクトスタンダード化され期待されていることが見てとれる。また欧州委員会も自由なデータ流通の文脈においてデータストレージの役割に重点を置いている¹⁶。データリポジトリが対象としているのは前述のとおり法的取扱が不明確な研究データであるため、やむを得ないことであるかもしれないが、研究データをデータリポジトリに登録する者とデータリポジトリ管理者との法的関係を寄託、委任、信託などと構成するなど¹⁷、そのとらえ方は混沌とした状態である。

データリポジトリに研究データを登録した者がそれによって損害を被ったとしても、それは軽微で個人によるエンフォースメント（法実現）が事実上困難だというその特徴を前提とするならば、研究データに関する法的利益の帰属主体と、それが侵害された場合の法実現の主体とを分離することが適切ということになり、民法学の分野では集団的消費者利益における帰属と法実現の分離の文脈において、この二つを媒介するために「管理」概念を用いることにより、個人では管理が困難な集合的利益の管理権を何らかの団体を想定して付与するのが有効ではないかということが議論されている¹⁸。わが国では、財

年))。

¹⁰ 中山信弘「デジタル時代における財産的情報の保護」法曹時報 49 卷 8 号 12 頁（1997 年）

¹¹ <https://creativecommons.jp/>

¹² 一例として、

<https://toolbox.google.com/datasetsearch/search?query=Land%20surface%20temperature%20and%20urban%20heat%20island%20estimates%20for%20Australian%20urban%20centres&docid=ICCqQej2kDsnK%2BWIAAAAAA%3D%3D>。

¹³ 野口祐子「多様化する情報流通と著作権制度—クリエイティブ・コモンズの試み」中山信弘=大淵哲也『知的財産とソフトロー』172 頁（有斐閣、2010 年）（CC ライセンスは必ずしも契約として成立しているとは限らない。許諾者は、作品とともにライセンス条件を提示して契約の申込みをしていると解釈できるが、これを作品の受領者・利用者が承諾しているのかは明確ではないからである。しかしながら、CC ライセンスがたとえ許諾者と利用者の間の契約として成立していなくても、なお、そのルールを法的に強制することは可能であると考えられている。すなわち、許諾者たる著作権者は、CC ライセンスに明示された条件の範囲内の利用に対しては著作権を行使しないと一方的に宣言したものであり、その範囲外の利用に対しては、契約違反ではなく、著作権侵害を理由として権利行使を行うことが可能だ、と考えるのである。この場合、厄介なのは、許諾者が翻意した場合である。提示された CC ライセンスの条件を信用した利用者の利用行為に対して、許諾者が「CC ライセンスは契約ではないから拘束力がない」ことを理由にこれを撤回し、利用者を著作権侵害で提訴した場合に、契約として成立していない CC ライセンスは利用者の抗弁たりうるか、は難しい問題であり、信義則違反（禁反言）による補強が必要であると考えられる。（中略）この用語の解釈の問題は、CC ライセンスが契約ではなく、一般公衆に対して提示されるライセンスであることにより、一層複雑化する。契約の場合には、用語の意味は、契約当事者同士の意思を合理的に解釈することによって定めることができる。しかしながら、CC ライセンスのように多数に向けて提示され、作品とともに転々流通することが予定されているライセンスは、多数の許諾者・受領者の統一的意思とも言うべきものを合理的に解釈することが必要になる。）

¹⁴ <https://toolbox.google.com/datasetsearch>

¹⁵ リリース記事 (<https://www.blog.google/products/search/making-it-easier-discover-datasets/>) (accessed 2018 年 9 月 18 日)

¹⁶ European Commission “Proposal for a regulation of the European parliament and of the council on a framework for the free flow of non-personal data in the European Union” COM(2017) 495 final

¹⁷ たとえば、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターは、我が国における社会科学の実証研究を支援することを目的として、SSJ データアーカイブ (Social Science Japan Data Archive) を運営しており、20 年間以上、データの寄託という法律構成を採用しているが法的紛争が生じたことはないということである (Japan Open Science Summit 2018 (2018 年 6 月 19 日開催)におけるセッション C5「研究データ管理を考える～データリポジトリのサービスと CoreTrustSeal 認証～」三輪哲=石田賢示によるライトニングトーク)。

¹⁸ 吉田克己「集団的消費者利益に関する基礎的視点—利益・帰属・役割分担」千葉恵美子=長谷部由起子=鈴木将文編『集団的消費者利

産管理の法制度として、他人のための財産管理（「他益管理」）を念頭に置いて、代理、契約（委任、寄託、組合）、遺言執行、信託を挙げることができる¹⁹。特に、信託については信託法の改正により、その対象を単に「財産」としているため、信託の対象とするために、具体的な名称で呼ばれるほどに成熟した権利である必要がないと考えられており、研究データを取り扱うデータリポジトリに親和性の高い財産管理制度であると考えられる。さらに、他人のための財産管理手段としてデータリポジトリを利用する場合、当事者間において委任や代理といった民法上の契約関係が表面上は存するが、事案の妥当な解を図るために、裁判所自らが当事者の意思とは別に、信託の成立を認めることができれば、これにより、信託的な構成をデータリポジトリにおいて認め、私法上の規律を信託法理に求めることにより、実質的なデータ作成者を保護することに法的な基礎を与えることができる。このような信託的構成は、英米法においては、「擬制信託（Constructive Trust）」²⁰による救済法理が判例理論として既に確立されている。このような観点から、研究データを共有する側と利活用する側とが法的な懸念なくオープンサイエンスの実現に資するべくデータリポジトリの法律構成として新たに民法上の「管理」概念の導入を試みる。

本報告は上記の点について外国法を踏まえ一定の試論を示すものである。

3. 外国法の状況

3.1. EU法

欧州ではデジタル単一市場戦略を掲げており、データエコノミーがうまく機能するための環境整備に重点を置いている。すなわち、データの生産、共有や再利用を円滑化するための法制度について政策サイドのみならず産業界や学界においても議論が活発化している。

法的な観点からは、デジタル経済を活性化させるため、データ保護のための新たな立法をすべきか、既存の枠組み生かしつつ改正すべきかが議論されている。マックスプランク・イノベーション・競争研究所の意見書「データ・オーナーシップとデータへのアクセス」においては、データへの新たな排他的権利の創設、データベース保護指令（Directive 96/9/EC）の強化について消極的な立場を示すとともに、データへのアクセス確保が必要という見解が示されている²¹。一方、データは有体物とは異なり、消費において競合するものではないため、無権限の複数の主体が同時にデータを利用することができるという性質を有する。そのため、欧州委員会はデータ生産者の投資保護を目的として、“Data producer’s right”（データ生産者の権利）の導入を検討している²²。権利の対象は機械により自動生成されたデータで、個人データは含まない²³。権利が与えられるのはデータ生産者（Data producer）、すなわち長期間に渡り当該装置を管理する者である。“Data producer’s right”は排他的な財産権という法律構成が採られるが、それに対する例外として、公益的あるいは科学研究の目的の場合には当該データへのアクセス権を認めることが欧州委員会から提案されている²⁴。欧州では既にこのような創作性のないデータベースに対してデータベース保護指令（Directive 96/9/EC）に基づく sui generis right による保護が存在するが、sui generis right と、“Data producer’s right”との関係についても今後議論が必要となるところとなろう。

益の実現と法の役割』208-210頁（商事法務、2014年）（これについてより詳細に次の脚注が付されている。民事訴訟法の領域においては、先駆的な理論的試みがつとになされていたことも注目される。いわゆる「紛争管理権論」である。そこでは、環境差止訴訟を念頭に置きつつ、不特定多数人によって共同で享受されている利益について、訴え提起前に紛争解決のための行為をしていた者に当事者適格を認めることが目指される（伊藤眞『民事訴訟の当事者』〔弘文堂、1978〕113頁以下参照。もっとも、その後、改説がなされた。同「紛争管理権再論—環境訴訟への受容を目指して」新堂幸司ほか編・竜城喜助先生還暦記念『紛争処理と正義』〔有斐閣、1988〕203頁以下等参照）。この見解は民事訴訟の当事者適格論に特化したものであり、また、本文に示した利益の類型化を踏まえたものではない。この「紛争処理権論」と並んで「集团的利益訴訟論」（福永有利「新訴訟類型としての『集団利益訴訟』の法理—環境保護訴訟・消費者保護訴訟についての一考察」同『民事訴訟当事者論』〔有斐閣、2004〕219頁以下）もしばしば引かれる。この見解は、環境訴訟と消費者訴訟を念頭に置きつつ、公の利益ではないが、集団構成員の個人的利益の集合物でもない、ある集団固有の利益の存在を観念して、その擁護を目的とする訴訟として集团的利益訴訟という新たな訴訟類型を観念する。ここに示されているように、この見解は、本文で先に「消費者団体にも何らかの消費者利益が帰属しているという点に求める見解」としてまとめた見解に類別されるべきものであって、「紛争管理権論」とは理論的考察を異にすると言うべきである。）

¹⁹ 新井誠『信託法〔第4版〕』（有斐閣、2014）107頁

²⁰ 新井誠『信託法〔第4版〕』（有斐閣、2014）186頁

²¹ Josef Drexler, Reto M. Hilty et al., Data Ownership and Access to Data: Position Statement of the Max Planck Institute for Innovation and Competition of 16 August 2016 on the Current European Debate, Max Planck Institute for Innovation and Competition Research Paper No. 16-10

²² European Commission, “Building a European Data Economy”, COM (2017) 9 final, p.13

²³ 個人データは別途 GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）により保護されているためである。

²⁴ Herbert Zech, A legal framework for a data economy in the European Digital Single Market: rights to use data, 11 (6) JIPLP 460 (2016)

またデータベース保護指令 (Directive 96/9/EC) に基づく *sui generis right* は 1996 年に導入され 20 年以上が経過しているため、欧州のデジタル単一市場の実現に向けては改正が必要という議論もされている。この 20 年間で欧州司法裁判所 (CJEU) の判例²⁵も積み上げられ、データベース保護指令 (Directive 96/9/EC) の解釈も明らかになってきており、デジタル単一市場の実現を前提とする場合に負の影響を及ぼしかねない解釈論も展開されているため、学界においても議論が盛んになっている。

たとえば、データベース保護指令におけるデータベースの定義において、個々の要素の独立性 (Independence of the elements)²⁶、すなわち個々の要素を抽出することができそれを様々な態様で活用できる蓋然性を具備していることが要求されており、これについて司法裁判所は、「“データベース”という用語は広く解釈されるべきである。印刷された地図のようなアナログのデータもデータベースを構成し得る。“独立した要素”とは各要素の有益な (informative)、文学的な (literary)、芸術的な (artistic)、音楽的な (musical) などの価値を損なうことなく、各要素を分離可能な要素である。各要素が当該収集物 (collection) から抽出された後にも、その独自の情報的価値 (informative value) を有するのであれば、収集物 (collection) からの要素の情報的価値 (informative value) には影響を及ぼさない。」²⁷と判示し、地理データについても保護可能なデータベースという位置づけをしており、これは個々の要素の独立性の基準を低く解釈しているため、デジタル経済の活性化に対しては自由な競争を阻害する恐れもある。

また、コンテンツ (contents) の獲得 (obtaining) などについて「質的及び／又は量的に大きな投資」をしたデータベースの作成者が当該データベースに対する排他的な権利が与えられるとされており²⁸、この「質的及び／又は量的に大きな投資」について、司法裁判所は「コンテンツの入手に対する投資とは、独立した要素 (material) を見つけ、データベース内にそれらを集めるために費やされる資力を指し、データベースのコンテンツを構成する要素の創作に費やされる資力は含まない。」²⁹、「コンテンツの検証に対する投資とは、データベースに含まれる情報の信頼性を確保するために、データベース作成時及びデータベース稼働中に、既に収集された要素の正確性をモニターするために費やされる資力を指し、次いで収集された要素を創作する段階での検証に費やされる資力は含まない。」³⁰と判示しているが、これは新たなデータの創出に対する投資は保護の対象から除外されることを意味しており、デジタル経済活性化のためにはまずは大量のデータの創出に対するインセンティブの確保が肝要と考えられる状況下、このような解釈がこの時代に合致するかは大いに検討の余地がある。一方で、測定装置により測定された自然科学系の学術データは、そのデータ収集に労力を費やす必要があることが多いところを勘案すると³¹、このような枠組みにより保護されるものと考えられ、これは既に自然界に存在している地理データを収集するための装置への投資は保護対象となると判断した前述の C-490/14 Verlag Esterbauer (2015)³²と軌を一にするものである。

Sui generis right による保護の対象となるデータベースの作成者には、当該データベースのコンテンツについて独占排他的な抽出 (extraction) および再利用 (re-utilization) の権利が与えられるとされており³³、これについて司法裁判所は「*sui generis right* により保護されているデータベースの画面上

²⁵ 司法裁判所は EU 昨日条約の解釈に関する先行判決 (preliminary rulings) を下す権限を有する。また、加盟国裁判所は判決を下すに当たり、司法裁判所による判断が必要であると考えられる場合には、司法裁判所に先行判決を求めることができる (Article 267 of the Treaty on the Functioning of the European Union)。

²⁶ Article 1(2) of Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases ('database' shall mean a collection of independent works, data or other materials)

²⁷ Case C-490/14 Verlag Esterbauer EC:C:2015:735, para 27. (Bavaria はドイツバイエルン州の地形図を紙媒体で出版しており、Esterbauer はその地形図をスキャンして取り込み、建物のタイプや場所などのデータを抽出し、サイクリングやハイキング向けの情報を付加して新たな地図を作成し販売した。それについて Bavaria が Database Directive による保護を根拠に提訴した事案である。)

²⁸ Article 7(1) of Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases (qualitatively and /or quantitatively a substantial investment)

²⁹ Case C-444/02 Fixtures Marketing v Organismos prognostikon EU:C:2004:697, para 40-53; Case C-46/02 Fixture Marketing v Oy Veikkaus AB EU:C:2004:694, paras 34-49; Case C-338/02 Fixture Marketing v Svenska Spel AB EU:C:2004:696, paras 24-37.

(Fixture Marketing 社が作成した英国のサッカーリーグの競技リスト (fixture list) の情報を、フィンランド、スウェーデン、ギリシアのサッカー賭博企業である Oy Veikkaus、Svenska Spel、Organismos prognostikon が自分の事業のために流用した事案である。)

³⁰ Case C-203/02 British Horseracing EU:C:2004:695, para 31-42. (英国競馬協会が作成した競馬関連のデータベースの情報を、オンライン賭博企業である William Hill 社が自分の事業のために流用した事案である。)

³¹ たとえば、薄膜トランジスタ (TFT:thin-film-transistor) の CV 特性の測定においては、極めて小さな素子の端子部分に想定装置の端子を適切に配置するというある意味職人芸的な技が必要になることもあるし、もっとも測定の前には特定の条件で素子を作成するためチャンバーの真空を引くのにも多大な時間を有する。

³² Case C-490/14 Verlag Esterbauer EC:C:2015:735,

³³ Article 7(1), (2)(a)(b) of Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases

から目視によるデータの抽出と、そのデータベースに含まれている個別の要素の評価に続く、保護されているデータベースから他のデータベースへの要素の移転は、その操作が保護されているデータベースのコンテンツの質的に又は量的に重要と評価できる部分の移転、もしくは、これらのコンテンツの重要な部分の再構築につながりうる重要でない部分の移転に達する限りにおいて、Database Directive 96/9 第 7 条に規定される抽出 (extraction) を構成しうる。」³⁴と判示しており、価値を付加して実質的に異なるものを作成するための抽出に対してもデータベース作成者の排他的権利が及ぶとした。さらに別の事例では「Database Directive 第 7 条 1 項は、インターネット上の専用メタ検索エンジンを利用できるようにするオペレータは、この条項により保護されているデータベースのコンテンツの全体もしくは重要な部分を再利用している (すなわち、侵害している) と解釈されなければならない。」³⁵と判示し、複数の web サイトから自動的にメタデータを収集し編集するような典型的なメタデータの検索行為も sui generis right の侵害に該当する可能性があるという解釈を示している。すなわち、司法裁判所は抽出 (extraction) および再利用 (re-utilization) を広く解し、データベースの作成者に対し広く権利を認める傾向にある。デジタル経済やオープンサイエンスの環境においても、データベースのデータ全体を対象として再利用し、二次的に付加価値をつけて新たなデータベースとして世に送り出されることが期待されている状況下、このような解釈は新たな知識の創出を阻害することになりかねないと考えられる。もっとも、著作権や sui generis right による保護の対象とはならないデータベースについても、その利用許諾 (例えば、screen scraping による情報収集とその二次利用など) については契約で定めることができるとの構成も明らかとされている³⁶。

このように、司法裁判所はデータベースに対して広く権利を付与する解釈をしており、たしかにそれはデータベース保護指令起草時の趣旨にかなったものではあるが、デジタル単一市場やオープンサイエンスなどを促進するための方策としては、例外規定 (権利制限規定) を充実させることも考えられる。現行のデータベース保護指令においても EU 加盟各国の実施法において権利制限規定を設けられる規定が存在するものの、私的利用の例外は非電子的なデータの場合のみに限られているし、また教育もしくは科学調査のための展示のみの目的による利用に限定されており³⁷、現行の権利制限規定に関してもデジタル経済やオープンサイエンスの環境下においては有効であるとは思えない。なお、データベース保護指令における権利制限規定は、EU 加盟各国が権利制限規定を法定することができるという裁量規定となっているため各国の実施法について現状を調査する意義も大いに存するであろう³⁸。

3.2. 米国法

米国ではデータベースは編集著作物として著作権法により保護されうる。米国著作権法第 101 条³⁹において、「編集著作物とは、全体として創作的な著作物を構成する方法で、既存の素材またはデータを選択し、整理しまたは配列し、これらを収集し編成して作られた著作物をいう」と定義されている⁴⁰。

³⁴ Case C-304/07 Directmedia Publishing EU:C:2008:552, paras 29 et seq. (アルブレヒト・ルードヴィッヒ大学フライブルク校ドイツ学科の Ulrich Knoop 教授は "vocabulary of the classics' project" を監修し、「1730 年から 1900 年の間にドイツ文学における最も重要な 1,100 の詩」のタイトルのリストを作成した。このリストは、詩が引用される頻度の順に、各詩の著者、タイトル、詩の最初の行、出版年を記載している。Directmedia は "1,000 poems everyone should have" というタイトルの CD-ROM を発売した。このうちの 856 の詩は "vocabulary of the classics' project" のリストから作成された。Directmedia はこのリストを詩を選出する際の参考として用いた。Directmedia がリストを作成するのに際しては実際の詩を読んでそこから独自の基準でリストを作成した。それに対して Knoop 教授らが著作権侵害を理由に提訴した事案である。)

³⁵ Case C-202/12 Innweb EU:C:2013:850, paras 37 et seq. (web サイトにて販売中古車検索サービスを提供しているオランダの会社である Wegener が、メタ検索エンジン (meta search engine : 他の検索エンジンをも検索する検索エンジン) を使用して Wegener を含む他の web サイトからの情報をまとめて同じく中古車を検索できるサービスを提供している Innweb に対して sui generis right の侵害を理由に提訴した事案である。)

³⁶ Case C-30/14 Ryanair EU:C:2015:10, paras 36 et seq. (旅行に関する様々なサービスを提供するオランダの企業である PR Aviation が自身の提供する航空券の価格比較サイトのための情報源として、Ryanair (アイルランド国籍の格安航空会社 (LCC) であり、Boeing737-800 を 300 機程度保有し国際旅客数としては世界最大の航空会社) をはじめとする他社の web サイトから screen scraping により情報を取得していた。なお、Ryanair の web サイトでは利用規約により第三者による screen scraping による情報の取得は禁止されていた。)

³⁷ Article 9 of Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases (本文指摘事項につき、(b) において、illustration for teaching or scientific research と規定されている。)

³⁸ EU 域内の個人データ保護を規定する法として GDPR (General Data Protection Regulation : 一般データ保護規則) がある。ここでは学術研究などの目的の場合に限って、アクセス権 (第 15 条)、訂正の権利 (第 16 条)、制限権 (第 18 条)、異議権 (第 21 条) などのデータ主体の権利を制限する規定を定められることとされており (第 89 条 2 項)、その具体的な内容は EU 加盟各国の実施法に委ねられているため、それらにおける権利制限規定の状況もデータの保護と活用とのバランスを検討するうえでは有効となるかもしれない。

³⁹ 17 US Code 101

⁴⁰ a collection and assembling of preexisting materials or of data that are selected in such a way that the resulting work as a whole

ここでいうデータの選択には創作性が要求されており、1991年以前は創作性のない事実を収集したデータベースにも多くの労力を費やした場合には、いわゆる *sweat of the brow doctrine*（額に汗理論）により、著作権法による保護が与えられていた。しかしながら、Feist 連邦最高裁判決⁴¹が創作性の概念を明らかにし「額に汗理論」を否定したことにより、創作性のないデータベースは保護されないことが明確化された。

その後、創作性のない事実情報の収集のために相当の投資が必要であり、その価値が時間に敏感である場合には *hot news doctrine* により保護されるとした裁判例⁴²や、web サイトからの情報収集につき *electronic trespass* 理論により web サイトへの不法侵入として web サイトに掲載している事実情報の保護を認めた裁判例⁴³が存するものの、いずれもデータベースの法的保護について統一的な解釈を提示するものではない。

欧州でデータベース保護指令が施行された1996年には、米国において「データベース投資および知的財産権反海賊行為法」（H.R.3531）⁴⁴が下院に提出されたが廃案とされた。これは欧州のデータベース保護指令と似たものであるが、フェア・ユースの例外規定がなかったことから米国科学アカデミーなどから猛烈な反発を食らったものであった。1997年には「不正な情報の収集の防止に関する法案」（H.R.2652）⁴⁵が下院に提出された。以前の法案が欧州連合同様に著作権法の延長でデータベースの保護に新たな権利を付与しようとしたのに対し、不正競争の防止の視点から情報収集物の「重要部分」が複製、あるいは商業的に利用されることによる侵害に対応する内容であったが、本法案はデータベースの新たな法的権利に関する議論が不十分であることなどの理由により上院で廃案となった⁴⁶。1999年には、前述の H.R.2652 に対し、著作権法における場合のようにフェア・ユースの範囲を拡充させた「情報群の著作権侵害防止」（H.R.354）⁴⁷および他者のデータベースの複製を本来のデータベースとして競合して販売することを禁じた「消費者および投資家情報アクセス法」（H.R.1858）⁴⁸が提案されたが廃案となった。H.R.354 は経済的に価値のあるデータベースの保護を図りつつも、データ利活用の観点から権利が制限される範囲を広く認めようとするものであり、昨今のオープンサイエンスの環境下においては権利制限の範囲の定め方等において参考にすべき点があるように思える。2003年にはデータベース創作者の損害が発生するようなフリーライドを禁じた「Database and Collections of Information Misappropriation Act」（H.R.3261）が提案されるも廃案となった。2004年にはフリーライダーによる既存のデータベース作成者に危害を及ぼす直接競争を禁じた「Consumer Access to Information Act」（H.R.3872）が提案され廃案となった。

このように米国ではデータベースの保護と活用のための立法をめぐり、利害関係者を巻き込んで盛んに議論が繰り広げられている。これらの過程はわが国における法のあり方を検討するうえでも参考にすべきと考えられる。

4. 公的研究プロジェクトに係る研究データの法的取扱のあり方に関する試論

研究データの法的性質を考慮した制度論としては、無体物である研究データの取り扱いに関する法的規律が空白地帯となっているため、データが財として重要な役割を果たすこととなった現代においては、データベースの権利を広く付与し（欧州の *sui generis right* 方式でもよいし、著作権法における創作性の要件の敷居を下げて著作権で保護することでも構わない）、一方で権利制限規定も充実させることがデータ利活用における法的安定性の観点から肝要であると考えられる。今後はさらに、保護すべきデータの範囲、保護期間、権利制限規定の具体的な内容について、外国法からの示唆を得つつ検討を重ねていく。

また、データリポジトリに対して民法の分野で議論の成熟した財産管理の概念を導入し、データリポジトリにおける信託的構成の導入を試みた。サーバの運営には費用がかかり、特にプロジェクトベースで立ち上げられたデータリポジトリには永続性の点で懸念があるなか、特に米国で議論が盛んな「擬制信託（Constructive Trust）」による救済法理を導入することにより、データの消失を防止し、永続的にデータが存続でき、データを公開したい者が法的な懸念をすることなく公開できる理論を構成した。

constitutes an original work of authorship.

⁴¹ Feist Publications, Inc. v. Rural Telephone Service Co., 499 U.S. 340, 1991

⁴² Morris Communications Corp., Inc. v. PGA Tour, Inc., 117 F. Supp. 2d 1322 (M.D. Fla. 2000)

⁴³ eBay Inc. vs. Bidder's Edge Inc., 100 F.Supp.2d 1058 (N.D. Cal. 2000)

⁴⁴ Database Investment and Intellectual Property Piracy Act H.R.3531

⁴⁵ Collections of Information Antipiracy Act H.R.2652

⁴⁶ 長塚隆「連載講座：企業活動と知的財産制度－知的財産制度の現状と活用状況－第10回：データベースの保護制度の現状と課題」情報管理 46 巻 12 号 816 頁（2004 年）

⁴⁷ Collections of Information Antipiracy Act H.R.2652

⁴⁸ Consumer and Investor Access to Information Act H.R.1858